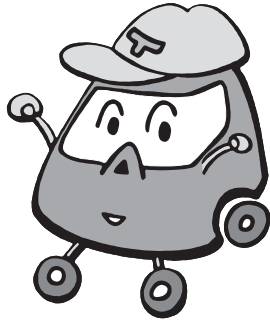


兵ト協ニュース

2011.6 No.299
.....



頼光寺(川西市)



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
（国土交通）「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて……………	1
（環 境）平成23年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領……………	5
○ 自動車事故対策機構からのお知らせ	
平成23年度 運行管理者等一般講習開催のご案内……………	8
○ 事務局からのお知らせ	
優秀運転者顕章候補者の推薦について……………	10
全日本トラック協会が実施する	
第35回中央近代化基金補完融資の公募について……………	11
平成23年度 安全装置等導入促進助成金交付要綱……………	12
平成23年度 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱……………	16
平成23年度 トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」	
スクリーニング検査助成制度実施要綱……………	18
県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き、鉛筆」贈呈式を行いました	21
○ 陸災防のページ	
平成23年度 全国安全週間実施要綱……………	22
はい作業主任者技能講習会のお知らせ……………	25
○ 会員だより……………	30
○ 協会日誌……………	32



行政からのお知らせ



国土交通

国自整第11号
国自技第47号
国自環第28号
平成23年4月27日

社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、我が国の交通事故の発生件数や自動車交通による大気汚染の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、最近では、自動車部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられます。

このような状況に鑑み、国土交通省では、平成23年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むこととしております。

つきましては、貴協会におかれましても傘下会員に対し、別添の実施要領に基づき、積極的に不正改造車の排除に努めていただきますよう適切なご指導をお願いします。

「不正改造車を排除する運動」実施要領

平成 23 年 4 月
国土交通省自動車交通局

第 1 目 的

我が国の自動車保有台数は、平成 22 年 12 月末現在で約 7,900 万台となっており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は 4,863 人と 10 年連続して減少しており、負傷者数も、6 年連続で減少し 16 年振りに 90 万人を下回ったが、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられる。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

第 2 実施機関

国土交通省及び自動車関係 33 団体で構成する「不正改造防止推進協議会」（以下「協議会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第 3 実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成 23 年 6 月 1 日（水）から 6 月 30 日（木）までの 1 ケ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

第 4 実施事項

1. 重点排除項目

次に掲げる不正改造等の事例の排除に重点をおいて「不正改造車を排除する運動」を実施するものとする。

また、自動車使用者へのアンケート結果等を踏まえ、特に不正改造に対する認知度が高く社会的にも排除の要請が大きい(4)については、強化月間に行う街頭検査等において重点的に排除に努めるものとし、不正改造に対する認知度が低く、使用者が違法であると認識せずに不正改造を行っているおそれのある(1)、(2)、(3)及び(6)については、年間を通じ、広報等において特に重点的に啓発に努めるものとする。

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及び前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (3) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (4) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (5) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (6) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (7) 不正な二次架装
- (8) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改変等
- (9) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (10) 不正軽油燃料の使用

2. 重点実施事項

(1) 自動車使用者への啓発

年間を通じ、重点排除項目にあるような具体的な事例を紹介し、自動車使用者の不正改造等に関する認識の向上を図る。この際、1.(1)、(2)、(3)及び(6)について、特に重点的に認識の向上に努めるものとする。

また、強化月間においては、マスメディア等をあわせて活用しつつ、自動車使用者（特に10代、20代）に対し重点的かつ直接的に啓発活動を行う。

(2) 街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造をしていた場合には警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。

また、強化月間においては、1.(4)の排除に特に重点を置いた街頭検査を実施するものとする。

(3) 構内検査の実施

申請や変更登録等のために運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）及び自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局運輸事務所を含む。以下同じ。）へ来所した車両について、特に強化月間に重点をおいて検査を行い、不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

(4) 迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置・情報収集の充実

年間を通じ、各地方運輸局、沖縄総合事務局及び運輸支局に迷惑改造車相談窓口（以下「不正改造車110番」という。）を設置する等により、不正改造車に関する相談に応じるとともに、不正改造車に関する情報を収集する。

強化月間においては、不正改造車110番の認知度向上のための広報活動をするとともに、自動車使用者等に対し、積極的な情報提供を呼びかける。

(5) 不正改造車の自動車使用者に対し警告ハガキを送付

年間を通じ、不正改造車110番に寄せられた相談・情報（以下「情報等」という。）を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部

分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。

(6) アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、不正改造等の認識に関するアンケート調査を実施する。

(7) 不正改造等に対する報告徴収及び立入検査

年間を通じ、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。

また、街頭検査における情報、不正改造車 110 番に寄せられた情報等、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施工者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

(8) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等においては、自動車使用者等に対し、不正改造事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正改造となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図る。



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

平成23年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

平成23年 4 月

環 境 省

1 背景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年6月5日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成2年度までは6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは6月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2 平成23年度の「環境月間」について

今年度の環境月間の行事実施にあたっては、東日本大震災の影響や被害についても念頭におく必要があります。我が国観測史上最大の地震となった東北地方太平洋沖地震等東日本大震災による被害は極めて甚大であり、国を挙げての被災地の支援が不可欠です。被害に遭われた方々が、被災地において安心できる生活を早急に回復することを旨とし、日本全体が一丸となって様々な取組を実施して東北地方を支援していくことが必要です。

(1) 月間行事実施にあたって留意すべき施策

① 地球温暖化対策、特に節電への取組

地球温暖化という人類の生存に関わる脅威に対して、世界が立ち向かおうとしております。我が国では、あらゆる政策を総動員して、国民の皆様と一緒に、地球温暖化防止を推進しているところです。この度の東日本大震災の影響により、電力供給がきわめて厳しい状況となっています。今回の震災については私たち一人一人でもすぐに支援・協力できることはたくさんあり、そのひとつが節電です。家庭でオフィスで、一人一人、みんなが少しずつ節電の努力をすることが、被災地の復興と安定した電力供給にもつながります。地球温暖化対策の知見に照らして、節電対策に効果があると考えられる施策を総動員し、積極的な節電への取組を推進していきます。

② 生物多様性に関する取組

昨年10月に愛知県名古屋市で行われた生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、生物多様性に関する新たな世界目標（愛知目標）と遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書が採択されたところです。愛知目標の達成のためのロー

ドマップを示すべく生物多様性国家戦略の見直しに着手するとともに、国立公園など保護地域の拡大や絶滅危惧種の保護施策の推進などにより生物多様施策の充実を図っていきます。

③ 循環型社会形成への取組等

厳しい資源制約のある我が国において持続的な発展を目指すために、「循環型社会」の構築が不可欠であります。そのために、優良な産業廃棄物処理業者の育成や、レアメタル等の有用金属の回収を始めとする廃棄物の3Rを推進することともに廃棄物処理施設でのエネルギー回収、不法投棄対策、浄化槽の整備等に引き続き取り組みます。

加えて、環境教育、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進していきます。

(2) 月間行事における訴求ポイント

環境省では、「持続可能な社会」の構築に向けて、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けた統合的な取組を推進しています。これらに加え、特に平成23年は、現下の状況に鑑み、節電への取組を推進していくことが必要とされています。

そこで、平成23年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、節電をはじめとした環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を具体的に見直していくきっかけ作りを目指します。

・ 行動することを重視する

国民や企業など、各主体の環境保全のための具体的な行動を起こしてもらうことに重点を置く。

・ 環境政策・取組への理解と参加を進める

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性や効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。

・ 科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう

IPCCでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近な側面で理解してもらい、より具体的かつ効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。

・ 課題間のつながりを大切にする

各主体の行動全体を、環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

3 実施方針

(1) 実施期間

① 環境の日：6月5日

② 環境月間：6月1日から30日までの一か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO／NPO等、マスコミ

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、節電等環境保全活動コンテスト等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、施設の公開、工場等の見学、カーボン・オフセット等環境保全施策の説明会
- ・実践活動：節電効果の高い機器等の導入及び買換、空調・冷蔵冷凍・照明等における節電、ライトダウン、エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換、エコドライブ実践、環境家計簿、エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の「見える化」、超クールビズ（冷房温度の適正化及び服装の工夫）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減等をはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、不法投棄監視活動、一斉清掃活動（海岸を含む）、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・顕彰：環境保全に尽力した方、環境保全作品等の表彰



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

（平成23年4月26日現在）

H 23・4・26

（株）新宮運送

9,440 円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口座番号

01170-6-54803

○口座名

社団法人 兵庫県トラック協会募金係

自動車事故対策機構からのお知らせ

平成23年度運行管理者等一般講習開催のご案内

運輸支局及び陸運部に選任の届出を提出している運行管理者の方は、基本2年に1度の受講が義務付けられています。前年度、受講されていない運行管理者、並びに受講を希望される方（運行管理者以外の方でも可）は、別添『運行管理者等一般講習受講申込書』に記載されている講習開催日の中から、希望日を選択（○印）の上、必要事項を記載し、FAX 又は郵送で自動車事故対策機構兵庫支所まで受講の申込をして下さい（申込をしていない方は受講できません）。

兵ト協会員の受講料については、協会負担となります。

申込受付後、事故対より講習開催日毎に受講票が送付されます。（講習日約1週間前）

なお、申込先着順にて、定員に達し次第、申込受付終了となります。（満席の場合は、事故対よりFAXにて返信されます。）

開催会場（※会場地図は受講票送付時に添付します。）

神 戸：神戸中央港湾労働者福祉センター （定員145名）

姫 路：兵庫県立姫路労働会館 （定員180名）

和田山：和田山ジュピターホール （定員65名）

開 催 日

申込書の記載日より、選択してください。

講習時間

9時50分～16時00分（受付：9時05分～9時50分）

※詳細等、問い合わせは、自動車事故対策機構兵庫支所までお願いします。

自動車事故対策機構兵庫支所「一般講習」係

〒650-0024 神戸市中央区海岸通2-3-10

TEL.078-331-6890

FAX.078-331-3682

◎受講申込書は、協会ホームページよりダウンロード又は次ページをコピーしてください。

○ この申込書を下記申込先まで郵送又はFAXして下さい。

申込先 〒650-0024 神戸市中央区海岸通2-3-10

独立行政法人自動車事故対策機構兵庫支所

FAX 078-331-3682

平成23年度 運行管理者等一般講習 受講申込書

平成 年 月 日

独立行政法人
自動車事故対策機構 兵庫支所長 殿

(ふりがな) ()
受講者氏名
生 年 月 日 大・昭・平 年 月 日
運行管理者
資格者証番号

事業者名 (営業所名)								
郵便番号	(〒 —)							
事業者住所 (受講票郵送先)								
(TEL)	()		(FAX)		()			
事業種類	トラック							
現在の職名 (○印をする)	運行管理者 ・ 補助者 ・ その他 「運行管理者」とは、神戸運輸監理部兵庫陸運部に選任の届け出をされているものとする。							
手帳の有無 (○印をする)	有 (手帳番号) ・ 無 ・ 紛失 * 運行管理者講習手帳をお持ちの方は、手帳番号をご記入下さい。 手帳番号は、氏名・写真記載欄の左頁に記載されています。							
開催日 (希望日に一つ○印 をする)	7/6 貨物 神戸 ₂	7/7 貨物 神戸 ₃	7/8 貨物 神戸 ₄	8/24 貨物 姫路 ₅	8/26 貨物 姫路 ₇	9/13 貨物 神戸 ₉	9/14 貨物 神戸 ₁₀	9/15 貨物 神戸 ₁₁
	10/12 貨物 姫路 ₁₂	10/13 貨物 姫路 ₁₃	11/9 貨物 神戸 ₁₆	11/10 貨物 神戸 ₁₇	11/11 貨物 神戸 ₁₈	11/17 全業態 和田山 ₁₉	11/18 全業態 和田山 ₂₀	2/22 貨物 神戸 ₂₂
	2/23 貨物 神戸 ₂₃	2/24 貨物 神戸 ₂₄						
兵庫県トラック協会 (○印をする)	○会員・会員外						整理番号	

神戸の講習会場には駐車場はありません。周辺の有料駐車場をご利用いただくか公共交通機関をご利用ください。

必ずこちらをご記入願います。

兵庫県トラック協会 会長 殿
兵庫県バス協会 会長 殿

整理番号

受講票

事業者名			
受講者氏名			
兵庫県トラック協会 加入支部名	支部	兵庫県バス協会員 (○印をする)	会員・会員外

事務局からのお知らせ

〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年のとおり実施いたしますので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

◎目 的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故・無違反の誇りを持たせ他の模範とすると共に、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

◎選考基準

1. 現在運転者にあつて、その期間を通算して次の各号に定める期間（平成23年5月末日から遡及し記入）、無事故であり、かつ無違反であった者とする。

- ① 金十字章 … 平成23年5月末日から逆のぼり、満20年以上
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成3年6月1日以前）
- ② 銀十字章 … 平成23年5月末日から逆のぼり、満10年以上
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成3年6月2日～平成13年6月1日まで）
- ③ 銅十字章 … 平成23年5月末日から逆のぼり、満5年以上
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として4年以上とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成13年6月2日～平成18年6月1日まで）

－はじめて候補者を推薦される方に－

○候補者1名に対し、年1回・章1種類の推薦となります。

- ・選考基準①の対象者は、金、銀、銅のいずれか1つを受けることができます。
- ・選考基準②の対象者は、銀、銅のどちらか1つを受けることができます。
- ・選考基準③の対象者は、銅のみ受けることができます。

○過去に受章された方は、再び同種の章を受けることはできません。

また、以降2種類以上の章を受ける予定の方は、銅→銀→金の順で受けなければなりません。

- ・過去に金を受章された方は、以降、金、銀、銅とも受けることができません。
- ・過去に銀を受章された方は、以降、銀、銅とも受けることができません。（金のみ受けられます。）
- ・過去に銅を受章された方は、以降、銅を受けることができません。（銀、金とも受けられます。）

2. 上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者。
- (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者。
- (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者。

※自動車安全運転センターの証明は必要ありません。

◎推薦方法

候補者を推薦される方は、下記あてご連絡ください。

推薦要領及び推薦書をFAXにてお渡し致します。

◎提出先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27

(社)兵庫県トラック協会 総務部

TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

◎推薦書提出期限

平成23年7月29日(金)

全日本トラック協会が実施する 第35回中央近代化基金補完融資の公募について

標記について、次のとおり公募されますのでお知らせいたします。

なお、申込書等関係書類を必要とされる方は、経理部〔山本〕までご連絡ください。

第35回中央近代化基金融資期間等一覧表

区分	公募期間	推薦期限	推薦決定予定日
一般・物流効率化促進、高度化 (公募額 120 億円)	23.6.15 ~ 23.7.29	平成 23 年 8 月 5 日	平成 23 年 8 月 19 日

1 推薦対象事業

- ① トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
- ② 福利厚生施設の整備に要する資金
- ③ 荷役機械購入に要する資金
- ④ 物流効率化に直結する新規施設の場合は、同施設に付帯する事務機器等の購入資金を含む。
- ⑤ 車両購入及び改造は除く。

注1 推薦融資の対象となるのは、平成23年度において投資される資金であり、投資時期は資金の支払時期で判断するものとする。

注2 自己資金等で設備代金を支払済の場合は推薦対象としない。ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、平成23年4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」又は「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済及び当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては推薦対象とする。

注3 推薦対象事業に要する資金には消費税を含めることが出来る。

2 融資限度

- ・ 一般・物流効率化促進
事業規模が1億円以上50億円以内の大規模プロジェクト
平成23年度以降の投資額の30%（投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円）ただし、未払金額以内
- ・ 中小企業高度化資金貸付対象事業
中小企業高度化事業に要する資金の15%

3 融資利率及び償還期間

取扱金融機関の所定利率による。償還期間は、10年以内とする。

4 利子補給率

年0・8%

- ・ 利子補給限度額
1事業者に対する利子補給は、総額で2千万円を限度額とする。

5 取扱金融機関

商工中金本支店及び商工中金の代理店

6 その他公募要領等は、別添「公募のしおり」を参照して下さい。

平成23年度安全装置等導入促進助成金交付要綱

社団法人 兵庫県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 （社）兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、（社）全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調し、危険予測に効果があると思われる安全装置等を装着導入した会員事業者に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第2条 助成の対象となる安全装置等は、原則として平成23年度に導入した次の各号に掲げる装置とする。

- （1） 後方視野確認支援装置とは、次に掲げる機能を有し、全ト協が助成事業対象機器に指定している装置とする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
 - ① 後退時の後方視野が確保できること。
 - ② 運行時（前進も含む。）において、後方視野が確保できること。
 - ③ 概ねルームミラーの位置において、後方視野が確保できること。
- （2） 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置は、国の補助対象と同一のものとする。（新車への装着のみ対象）
- （3） 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る車両横滑り時制動力・駆動力制御装置は、国の補助対象と同一のものとする。（新車への装着のみ対象）
- （4） 呼気吹込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合しているものとする。（技術指針の公表後に事業を実施する）

（交付額）

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着した場合、1台あたり兵ト協から1万円、全ト協から1万円の合計2万円とする。ただし、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

1 会員の申請台数の上限は原則として20台とする。

（助成金の申請）

第4条 会員事業者は装置導入が完了したときは、様式1「安全装置等導入促進助成金交付申請書」（以下「助成金交付申請書」という。）に必要書類を添付し、兵ト協に提出しなければならない。

また、助成金交付申請期限は平成24年3月9日までとし、助成金額が予算額に達した時点で締め切るものとする。

なお、兵ト協は、会員事業者に対し本助成に関して、必要な報告を求めることができる。

(助成金交付)

第5条 兵ト協は、会員事業者から助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付条件に適合すると認めたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第6条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 後方視野確認支援装置 1年
- (2) 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置 4年
- (3) 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る車両横滑り時制動力・駆動力制御装置 4年
- (4) 呼気吹込み式アルコールインターロック 1年

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

附則

本要綱は平成23年4月1日に遡及する。

【問合せ先】

兵ト協 担当＝輸送事業部 TEL 078-882-5556

「安全装置等導入促進助成金交付申請書」は兵ト協 HP よりダウンロードいただくか、事務局までご連絡下さい。

装着要件機能を有し、全ト協指定に無い場合は必ず事前にご相談ください。

ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置・車両横滑り時制動力・駆動力制御装置は国土交通省の補助対象です。

アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合するものが対象となりますが、5/11 現在まだ指針が公表されておりませんので公表後に事業実施します。

申請に必要な書類

交付申請書 (HP よりダウンロード可)

請求書 (写)、領収書 (写)、リースの場合はリース契約 (写)、車検証 (写)、装置の請求書、領収書の無い場合及び ASV 関連については装着証明書 (HP よりダウンロード可)

平成23年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

後方視野支援装置

平成23年4月1日現在

装置メーカー名	装置名称・型式
(株)日本ビューテック	リアビューモニター 「対象機種」 TKV-S20、TKV-S20N、TKV-S30〈但し、TKV-S30 (OD) は除く〉 (注2)、TKV-S30D、TKV-S30DF
	ナイスビューモニター 「対象機種」:VW-S10、VW-S20、VW-SN20
市光工業(株)	セイフティビジョン 「対象型式」 ST-900シリーズ、ST-800シリーズ、ST-500シリーズ〈但し、ST-900D、ST-900FL、ST-900FS、ST-800Dは除く〉
(株)アトム技研	ARGUS (A) 「対象型式」:ARGUS-0603AT
	ARGUS (B) 「対象型式」:ARGUS-0605BS
(株)ワーテックス	BACK EYE SYSTEM 「対象型式」 XL-702 (天吊り型)、XL-703 (天吊り型)、TS706、TM706
クラリオン(株)	カメラ&モニターシステム 【ルームミラー型の特定方法】 明細書の中に「ハイマウントモニター取付キット: LAA-057-100又はLAA-057-110」が含まれること。(注1)
三菱電機(株)	カービジョン ルームミラー型モニター 「対象型式」 CM-5200、CM-5200A、CM-7200、CM-7200A (注1)
アールアンドピー(株)	ルームミラー取付タイプカラーバックカメラセット 「対象型式」 CR70500-R、CR70500-RA、CR70500-RB、CR70720-RA、 CR70720-RB、DVA-Comb01-RA、DVA-Comb01-RB、BE-RV200- RA、BE-RV200-RB
(株)アルファ・デポ	バックモニターシステム 「対象商品名」 AP-5000M、PHO-7200、AP-7000、AP-8000 (注3)
ヤック(株)	バックモニターセット 「対象型式」 XC-M7SS、XC-M7SM、XC-M7SL、XC-M7SX、XC-M7SY、 XCM8SA、XCM8MA、XCM8LA、XCM8XA、XCM8YA
C B C(株)	ラウンドビューシステム「対象型式」 ZMC-RVS11N-20、ZMC-RVS11N-15、ZMC-RVS11S-20、ZMC- RVS11S-15、ZMC-RVS22N、ZMC-RVS22S、ZMC-RVS33N、ZMC- RVS33S、ZMC-RVS44N、ZMC-RVS44S

(注1) 全ト協からクラリオン及び三菱電機には販売店より購入事業者に対し、装着明細書を発行するように依頼済み。

なお、その他メーカーに対しても、ルームミラー型と特定できるように名称や型式を納品書等に明記するよう依頼済み。

(注2) TKV-S30 (OD) はオンダッシュ方式のため対象外。識別方法としては、納品書及び保証書に「TKV-S30 (OD)」と明記されている。

(注3) AP-8000の装着には、別途アタッチメント (AP-5002、AP-5023、AP-7070、AP-7075、AP-7080) が必要。AP-8000/odはオンダッシュ方式のため対象外。

(注4) セイコープレジジョン社は22年3月31日をもって、後方視野支援装置の販売から撤退。今後は販売を行わないとのこと。もし、申請があった場合は連絡を下さい。

平成23年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置

平成23年4月1日現在

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	運転集中度モニター
日野自動車(株)	車線逸脱警報装置
三菱ふそうトラック・バス(株)	MDAS-Ⅲ(運転注意力モニター)

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

装置メーカー名	装置名称・型式
いすゞ自動車(株)	IESC
日野自動車(株)	VSC
三菱ふそうトラック・バス(株)	ESP
UDトラックス(株)	UDSC

(注1) 三菱ふそうトラック・バス(株)のMDAS-Ⅲは、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置の両方の定義を満たしていますが、助成にあたっては一つの装置とみなします。



平成23年度衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

社団法人 兵庫県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 （社）兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、事業用トラックの追突事故を削減するために、（社）全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調し、兵庫県内に配置する車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ装置（以下「装置」という。）を導入した兵ト協会員事業者に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第2条 助成の対象となる装置は、改正「前方障害物衝突軽減制動装置の技術指針」（平成17年11月15日・国自技第181号）に適合した装置とする。

（交付額等）

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着した場合、1台あたり取得価格の10分の2（上限11万円）とする。ただし、内訳は下記の通りとし、兵ト協分の助成（取得価格の10分の1）については、1会員あたり5台を上限とする。

また、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

兵ト協 取得価格の10分の1（上限5.5万円） 1会員5台が上限

全ト協 取得価格の10分の1（上限5.5万円）

（助成金の申請）

第4条 会員事業者は、装置導入が完了したときは、様式1「被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書」（以下「助成金交付申請書」という。）に必要書類を添付し、兵ト協に提出しなければならない。

また、助成金交付申請期限は平成24年3月9日までとし、助成金額が予算額に達した時点で締め切るものとする。

なお、兵ト協は、会員事業者に対し本助成に関して、必要な報告を求めることができる。

（助成金交付）

第5条 兵ト協は、会員事業者から前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付条件に適合すると認めたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

（助成金の返還）

第6条 会員事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならない。

2 会員事業者又は交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、

兵ト協は事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、当該装置が装着の日から起算して4年を経過した日以降に発生したものについては、この限りではない。

- (1) 助成金の申請内容若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - (2) 事故又は火災等により当該装置が使用できなくなったとき。
 - (3) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき。
 - (4) 会員事業者が兵ト協を脱会したとき。
- 3 会員事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく兵ト協に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第7条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、当該車両の兵庫県外への配置はもとより、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合は、この限りではない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

附則

本要綱は平成23年4月1日に遡及する。

【問合せ先】

兵ト協 担当=輸送事業部 TEL 078-882-5556

「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書」は兵ト協 HP よりダウンロードいただくか、事務局まで連絡下さい。
国土交通省の補助対象です。

申請に必要な書類

交付申請書 (HP よりダウンロード可)

領収書 (写)、リースの場合はリース契約 (写)、車検証 (写)、販売価格証明書

平成23年度 トラック運転者等の 「睡眠時無呼吸症候群」スクリーニング検査助成制度実施要綱

社団法人 兵庫県トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、(社)兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が、会員事業者に雇用されている運転者・荷扱手等（以下「運転者等」という。）に対する「睡眠時無呼吸症候群」（以下「SAS」という。）のスクリーニング検査を促進するため、(社)全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して実施する助成金交付事業について、必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施し、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

（資格・要件）

第2条 助成対象は、兵ト協会員事業者の兵庫県内営業所で雇用されている運転者等とする。

（助成対象検査・医療機関）

第3条 助成対象検査・医療機関は、兵ト協より全ト協へ申請を行い、専門医が在籍し適切な精度管理を定期的に実施している等、全ト協が認めた検査・医療機関を指定する。

2 全ト協及び兵ト協が指定する検査・医療機関は、別記「指定検査・医療機関」のとおりとする。

また、指定検査・医療機関の追加、取消し等については、随時、協会広報誌（兵ト協ニュース）に掲載するものとする。

なお、全ト協が指定する検査・医療機関が、個人情報保護法を厳守の上、データの集計を行い、その結果に基づいて公衆衛生上有益な研究発表を行うことを認めることとする。

（助成の対象）

第4条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第一次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）及び第二次検査（パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査）とする。

（助成額及び人数）

第5条 助成金額は全ト協の助成額と合計して、次のとおりとする。

(1) 第一次検査費用（上限1,000円／人）

(2) 第二次検査費用（上限4,000円／人）

※一会員あたりの助成人数の上限は、100名とする。

※再検査費用については、助成の対象となりません。

（申請受付等）

第6条 申請受付は随時行う。

2 兵ト協は、助成限度額（予算）及び利用状況等を勘案して会員事業者の申請受付を行い、予算枠に達し次第、本助成を締め切るものとする。

(助成適否の事前確認)

第7条 会員事業者は、助成人数枠等による助成適用の可否について、事前に兵ト協の確認を得た上で、申込をおこなわなければならない。

(検査の予約と申し込み)

第8条 会員事業者は、前条の確認を得た後、「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書」(様式1)(以下「申込書」という。)を、兵ト協会長宛に提出する。

※申込期日は、平成23年12月28日とする。

- 2 申込書を提出した会員事業者は、検査を受けようとする検査・医療機関に予約する。
- 3 兵ト協は、会員事業者より提出された「申込書」を「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込一覧」(様式2)にとりまとめ、会員事業者が予約した検査・医療機関に提出する。

(検査の受診)

第9条 会員事業者、申込者は、検査にあたり、「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書兼委任状」(様式3)(以下「申込書兼委任状」という。)に署名・捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを会員事業者が保管する。

- 2 会員事業者は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは交付する。
- 3 申込書兼委任状の取扱については、検査・医療機関及び会員事業者、申込者は、個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

(助成金の請求)

第10条 会員事業者は、検査終了後、速やかに兵ト協会長宛に「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金申請書」(様式4)(以下「申請書」という。)を提出する。

但し、助成金交付申請期限は平成24年2月20日までとする。

- 2 会員事業者は、申請書の提出にあたり、当該検査・医療機関の検査費明細書の写し及び領収書の写しを添付する。

(助成金の交付)

第11条 兵ト協は、助成金申請書に基づき、全ト協と協調して、助成金を会員事業者に交付する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、当該事業に関する必要事項は、その都度、兵ト協がこれを定める。

本要綱は、平成23年4月1日から遡及する。

※申請用紙等の各書式については、兵ト協 HP にてダウンロードまたは輸送事業部にお問い合わせ下さい。

別記

【指定検査・医療機関】

※全ト協指定の検査・医療機関は、パルスオキシメーター等、検査機器のデータ取得不良による再検査費用が必要となります。その場合、再検査費用は、助成の対象とはなりません。

兵ト協指定

新須磨クリニック

〒 654-0046 神戸市須磨区村雨町 5-1-4

TEL.078-735-0010

検査費用 5,000 円

財団法人 兵庫県予防医学協会

〒 658-0046 神戸市東灘区御影本町 4-4-20

TEL.078-856-7210

検査費用 3,675 円

尼崎医療生協病院

〒 661-0033 尼崎市南武庫之荘 11-12-1

TEL.06-6436-1701

検査費用 5,000 円

社団法人 日本健康倶楽部 和田山診療所

〒 669-5202 朝来市和田山町東谷 385

TEL.079-672-5222

検査費用 5,000 円

医療法人社団 青州会 アイワ病院

〒 661-0953 尼崎市東園田町 4-101-4

TEL.06-6419-0202

検査費用 5,000 円

財団法人 神戸港湾医療保険協会 みなとクリニック

〒 650-0041 神戸市中央区新港町 13-2

TEL.078-392-8621

検査費用 4,935 円

柏原赤十字病院 検診センター

〒 669-3309 丹波市柏原町相原 259-1

TEL.0795-72-1040

検査費用 3,600 円

全ト協指定

NPO 法人 睡眠健康研究所

TEL.029-851-2009

NPO 法人 大阪ヘルスケアネットワーク普及推進機構 (OCHIS)

TEL.06-6965-3666

県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き、鉛筆」 贈呈式を行いました

(社)兵庫県トラック協会では、交通事故防止事業の一環として、県下小学校の新一年生に対して、少しでも交通安全意識を持ってもらうため、昭和55年より絵入りの「交通安全啓発下敷き等」を贈呈しております。本年も、県下802校の小学新一年生50,500名に「下敷き、鉛筆」をお贈りし、贈呈式を下記にて実施しました。

なお、贈呈式に引き続き、兵庫県トラック協会西神戸支部が須磨警察署、須磨交通安全協会にご協力いただきトラックを使った交通安全教室を開催いたしました。

日時

平成23年4月26日(火) 午前9時30分～(贈呈式)
午前9時40分～(トラック交通安全教室)

場所

神戸市立 板宿小学校 神戸市須磨区



平成23年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で84回目を迎える。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人命が失われ、東北地方を中心に未曾有の甚大な被害となった。未だ多くの方が避難生活をされているところであり、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災地が一日も早く安全に復興するとともに、働く人が仕事に働きがいを感じ、そのご家族が安心して暮らせる元気な日本を創る必要がある。

そのためには、産業界においては、企業を支えるのはそこで働く人であること、安全に働くことは企業の力の源泉であり家族が安心して暮らせる大前提であることを再認識し、労使が一体となって、家庭や社会と対話をしながら安全活動を展開していく必要がある。

このような観点から、平成23年度の全国安全週間は、

「安全は あんげん 家族の かぞくのねが 願い 企業の きぎょう 礎 いしずえ 創 つく ろう元 げん 気 き な日本 にっぽん !」

をスローガンとして展開することとする。

労働災害の発生状況をみると、今なお、1,100人を超える尊い命が働く場で失われているとともに、労災保険新規受給者数は年間約48万人にも上っている。

また、平成22年については、貨物トラックの交通事故、建設工事における墜落・転落、記録的な猛暑による熱中症などにより、前年に比べて死亡災害が大幅に増加している状況である。さらに、爆発災害やクレーンの転倒災害など一度に多くの働く人が被災する重大災害も増加している。このような背景には、企業における安全への取組が停滞していることも懸念される。

平成23年度の全国安全週間では、被災地で作業に従事される方の安全確保に取り組むとともに、日本のそれぞれの職場において、トップから第一線の現場に至るまで全員で日頃の安全活動を点検し、その取組をさらに前進させることとする。

2 期 間

平成23年7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、平成23年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、全国安全会議、地方安全会議、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全に関する標語等の募集を行う。

- (6) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (7) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (8) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (9) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

9 実施者の実施事項

安全を最優先する企業文化である安全文化を醸成するため、各事業場においては、次の事項を実施する。なお、安全活動は本週間終了後も継続的に取り組む必要があることに留意すること。

震災の影響で事業活動を縮小している事業場等にあつては、実施事項を絞るなど自社の状況に応じた取組とすること。また、関東地方、東北地方にある事業場については節電の範囲内で取り組むこと。

(1) 本週間に実施する事項

- ア 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- イ 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ウ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の募集及び発表を行う。
- エ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- オ 安全表彰を行う。
- カ 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- キ 安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
- ク 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ケ ホームページ等を活用し、自社の安全活動等について社会に発信する。
- コ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- サ その他本週間にふさわしい行事を行う。

(2) 準備期間中に実施する事項

以下の事項について安全活動に係る総点検を行い、安全活動の定着と安全水準の向上を図ること。

- ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全衛生管理体制の整備並びにその活動の活性化
 - (イ) 危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施するリスクアセスメント等の実施
 - a 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく適切なリスクアセスメント等の実施
 - b 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立
 - (ウ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進
 - (エ) 職場巡視、危険予知、「見える化」等の安全活動の提案、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - (オ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施
 - (キ) 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
 - a 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
 - b 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し
 - c 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う安全作業マニュアルの整備、見直し
 - (ク) 事業場における労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底
 - (ア) 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
 - (イ) 雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の徹底
 - (ウ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足
 - (エ) 危険業務従事者等に対する安全教育の実施
 - (オ) トップ層から第一線の現場労働者までの階層別の安全教育の実施
 - (カ) 安全管理者等に対する能力向上教育の実施
 - (キ) 事業場における安全教育担当者の育成
- ウ 作業者の安全意識の高揚
 - (ア) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
 - (イ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化

- (ウ) 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
- (エ) 「安全の日」等の設定
- (オ) 安全についての標語等の募集・掲示
- (カ) 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
- (キ) 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施
- エ 女性労働者や高齢労働者が活躍するための職場改善の推進
 - (ア) 機械設備等作業環境の改善
 - (イ) 作業方法、作業配置等の改善
- オ 緊急時における労働者の安全確保マニュアルの整備
- カ 快適な職場環境の形成の推進
- キ 労働時間等労働条件の適正化の推進
- ク 業種の特性に対応した対策及び特定の災害に対する対策の推進
 - (ア) 東日本大震災に伴う復旧工事における労働災害防止対策の推進
 - a 広域かつ大規模な震災復旧工事に伴う異業種からの労働者の参入増加等を踏まえた安全衛生教育の徹底
 - b 震災復旧工事の進捗に応じた適切な施工計画、作業計画に基づく工事の安全な実施
 - c がれき処理作業における労働者と車両系建設機械等の接触防止、輻輳作業に対応した作業間の連絡調整等の徹底
 - d 応急仮設住宅建築工事における墜落・転落災害防止対策等の徹底
 - e 安全靴、保護帽、保護手袋、防じんマスク等作業内容に応じた保護具の適切な使用
 - (イ) 製造業における労働災害防止対策の推進
 - a リスクアセスメント等の実施
 - b 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用
 - c 安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施
 - d 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底
 - e 元方事業者としての総合的な安全管理の徹底
 - f 派遣労働者の派遣先事業場における労働災害防止のための措置義務の徹底
 - (ウ) 建設業における労働災害防止対策の推進
 - a 元方事業者における統括安全衛生管理の徹底と関係請負人に対する適切な指導の実施
 - b 専門工事業における自律的な安全管理の確立
 - c リスクアセスメント等の実施
 - d 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
 - e 足場先行工法及び手すり先行工法の活用並びに足場からの墜落防止措置等の充実等による墜落・転落防止対策の徹底
 - f クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
 - g 土止め先行工法等による土砂崩壊災害防止対策の徹底
 - h 安全衛生教育推進計画の整備及び職長、安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
 - (エ) 交通労働災害防止活動の推進
 - a 交通労働災害防止のための管理体制の確立
 - b 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
 - c 交通労働災害防止のための教育の実施
 - d 交通労働災害防止に対する意識の高揚
 - (オ) 林業における労働災害防止対策の推進
 - a 新規就業者等経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底
 - b 間伐作業におけるリスクアセスメント等の実施
 - c 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底
 - (カ) 第三次産業における労働災害防止対策の推進
 - a リスクアセスメント等の実施
 - b 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
 - c 安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
 - (キ) 爆発・火災災害防止対策の推進
 - a 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づくリスクアセスメント等の実施
 - b 化学設備の定期自主検査の計画的な実施
 - c 化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
 - d 化学物質等安全データシート（MSDS）等による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用の促進

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

◎ はい作業主任者技能講習会〈兵庫労働局登録教習機関〔兵労基安登録第14号〕〉

- ※ 「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。
高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成23年7月20日（水） 9時～17時（座学講習）
	2日目	平成23年7月21日（木） 9時～18時（座学講習、修了試験）
講習会場	（社）兵庫県トラック協会 研修センター 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック会館 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 （内消費税5% 309円）	無 料 （陸災防兵庫県支部負担）	6,500円 （内消費税5% 309円）
非 会 員	6,500円 （内消費税5% 309円）	1,500円 （内消費税5% 71円）	8,000円 （内消費税5% 380円）

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

- ※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名（事業場の代表又は責任者の方）の記入及び押印（丸印）が必要です。（角印は認められません。）

4. 申込要領

- （1） 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A4サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真2枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

- ※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

- ※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

- (3) 予約受付及び申込書受付期間

平成23年6月6日(月)～平成23年7月12日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員（100名）に達ししだい締め切ります。

（定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。）

5. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

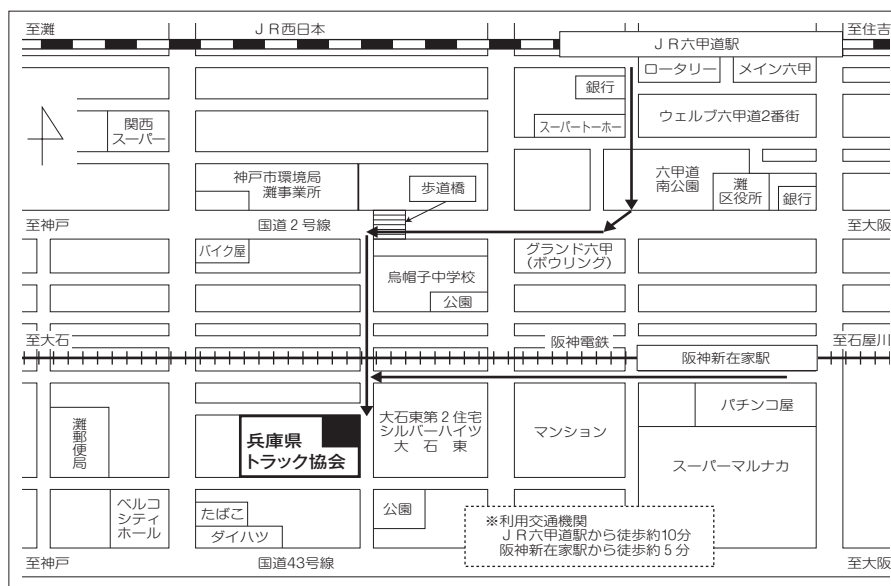
2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

6. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

はい作業主任者技能講習会場 (社) 兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別	修了証 番 号	※		
氏 名		男 ・ 女				
生 年 月 日	年 月 日生	交付年月日	※			
現 住 所 (修了証に載ります)	〒 電話 (携帯電話)			本 籍	都 道 府 県	
勤務先	所在地	〒 電話 F A X				
	名 称					

証 明 書

受講者氏名 _____ ㊞

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に 年 月から 年 月まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名 _____

事 業 者 _____ ㊞

書替・再交付年月日 ※ 年 月 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

労働安全衛生法に係る技能講習実施計画表（平成23年度）

◆ フォークリフト運転技能講習（定員 50 人／回）

31 時間講習（4 日間）、11 時間講習（2 日間 ※印の科目を免除、但し、科目免除資格の証明が必要）

実施時期				講習科目（時間）	種類	実施場所
第 2 回	H23 9 月	2 日（金）	8:30 ～ 17:40	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4）	学科	兵ト協 研修会館
		4 日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾 教育訓練 センター
		10 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		11 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4）		
第 3 回	11 月	2 日（水）	8:30 ～ 17:40	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4）	学科	兵ト協 研修会館
		6 日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾 教育訓練 センター
		12 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		13 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4）		
第 4 回	H24 3 月	2 日（金）	8:30 ～ 17:40	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4）	学科	神戸市内 （予定）
		3 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾 教育訓練 センター
		10 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		11 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4）		

◆ はい作業主任者技能講習（定員 100 人／回 2 日間）

実施時期				講習科目（時間）	種類	実施場所
第 2 回	H23 7 月	20 日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5）	学科	兵ト協 研修会館
		21 日（木）	9:00 ～ 18:00	機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）		
第 3 回	10 月	19 日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5）	学科	兵ト協 研修会館
		20 日（木）	9:00 ～ 18:00	機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）		
第 4 回	12 月	14 日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5）	学科	兵ト協 研修会館
		15 日（木）	9:00 ～ 18:00	機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）		
第 5 回	H24 2 月	22 日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5）	学科	神戸市内 （予定）
		23 日（木）	9:00 ～ 18:00	機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）		

※ 諸般の事情により、日程、開催地、定員等を変更する場合があります。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成 23 年 4 月末現在）

（単位：円／リットル）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		108.92	111.00	116.76	113.25
出 光		109.37	114.25	114.70	118.33
Ｊ エ ナ ジ ー		109.50		130.80	118.20
コ ス モ		109.33	110.79	119.28	116.00
昭 和 シ ェ ル		108.35			111.50
モ ー ビ ル		107.75		118.00	130.00
エ ッ ソ		108.80	112.00	124.20	121.50
ゼ ネ ラ ル		108.00			
そ の 他		109.93	109.65	113.76	113.65
総 計		109.07	111.02	116.99	116.76
23	全国平均	106.50	調査なし	111.60	112.75
3	近畿平均	106.31		110.03	118.63

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／リットル）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成22年 5 月		92.30	94.37	100.13	98.38
平成22年 6 月		93.43	96.41	102.58	99.43
平成22年 7 月		92.12	96.02	102.46	98.33
平成22年 8 月		90.93	93.14	100.48	101.71
平成22年 9 月		89.63	93.45	100.15	99.54
平成22年10月		87.09	90.40	98.47	97.29
平成22年11月		88.11	91.18	98.93	96.77
平成22年12月		89.96	90.61	98.86	98.37
平成23年 1 月		93.61	93.25	101.48	100.38
平成23年 2 月		95.56	95.93	103.77	102.45
平成23年 3 月		98.33	97.30	105.77	103.59
平成23年 4 月		106.82	104.08	112.96	113.78
平成23年 5 月		109.07	111.02	116.99	116.76
年 間 平 均		94.38	95.94	103.31	102.06

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
23.4.21	東部	一般	菱星物流(株)	平 郡 敏 朗	〒665-0856 尼崎市東向島西之町8番地	TEL 06-6530-3645 FAX 06-6530-3646
5.6	北播	一般 利用	門正運輸(株)	門 脇 正 治	〒679-0212 加東市下滝野2丁目34	TEL 0795-45-9811 FAX 0795-45-9812
5.12	北播	一般 利用	赤松運輸(株)	赤 松 詳 仁	〒673-1431 加東市社199-5	TEL 078-967-0339
5.19	北播	一般 利用	(株)ケーライン	尾 上 佳 宏	〒656-0101 洲本市納319	TEL 0799-24-2220 FAX 0799-23-1744
5.23	神戸 中央	一般 利用	(株)阜榮ロジ	末 安 俊 洋	〒650-0045 神戸市中央区港島9丁目1番地	TEL 078-335-5635 FAX 078-335-5389

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
23.4.25	北播	一般 利用	ア ペ ッ ク ス 生コンクリート工業(株)	菅 野 巧
5.11	西播	霊柩	姫 路 市 (名 古 山 霊 苑)	山 口 福 夫

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
23.2.28	135	譲渡譲受	大 久 保 運 送 店	大 久 保 運 送 (株)
4.21	136	代表者	協 和 運 輸(株) 林 憲 一	花 田 幸 久
4.26	152	代表者	サ ン セ イ 運 輸(有) 能 野 惣 精	能 野 真 吾
4.28	104	住 所 (住居表示)	(株)生 頼 組 神戸市長田区川西通4丁目14	神戸市長田区川西通4丁目101-10
5.12	82	住 所	(株)ランドエクスプレス 神戸市東灘区向洋町東3丁目8	〒650-0045 神戸市中央区港島8丁目12
5.16	65	代表者	(有)ナ ニ ワ 流 通 稲 岡 敏 之	稲 岡 実
5.16	182	代表者	日 鐵 物 流 広 畑(株) 飯 田 豊 彦	稗 田 一 元
5.16	107	住 所	(株)ティアールジー 神戸市中央区浜辺通3丁目1-3	〒653-0033 神戸市長田区荻藻島2丁目1-21
5.19	36	代表者	山 村 倉 庫(株) 小 島 実	内 山 修

◎東日本大震災災害義援金募金のお願い

(社)兵庫県トラック協会では「東日本大震災」により被災された方々に対して、義援金の募金活動を行ってまいりましたが、皆様方から多くのご協力を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。この義援金につきましては全ト協を通じて、被災県内で被災県トラック協会への支援に役立てます。

なお、引き続き募金は、各支部、協会本部でも受け付けておりますので、今後とも御協力の程宜しくお願い致します。

【受付方法】

ご持参の場合

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
社団法人兵庫県トラック協会 総務部
TEL (078) 882-5556

振り込みの場合

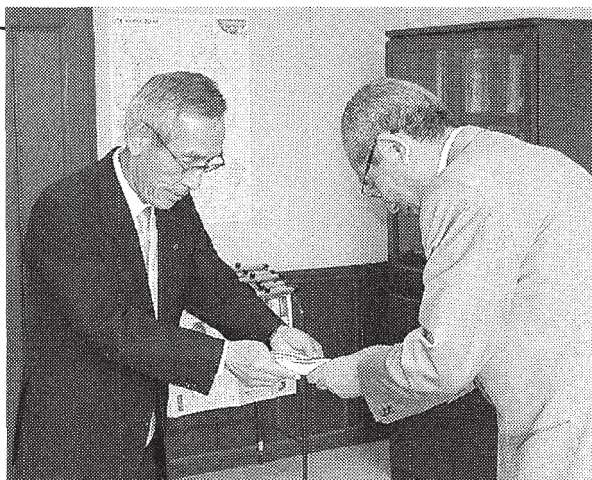
口座名義 ひがしにほんだいしんさいぎえんきんひょうごけんとらっくきょうかいとくべつこうぎ
東日本大震災義援金 兵庫県トラック協会特別口座
かいちょう ふくなが ゆく ひで
会長 福永 征 秀

口座番号 三井住友銀行 灘 支店
普 通 4 0 9 7 4 4 1

※ 銀行での取り扱いの場合振り込み手数料をご負担下さい。

福永兵ト協会長が被災3県ト協をお見舞いされた様子が 「物流ニッポン」紙に掲載されました。(5月19日発行)

宮ト協を訪ね、出迎えた倉茂会長に支援金を手渡す福永会長(左)



被災3県ト協を見舞う

【兵庫】兵庫県トラック協会(福永征秀会長)は10、11の両日、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島3県ト協を見舞った。東日本大震災は東北地方の太平洋沿岸に甚大な被害を与え、3県ト協の会員も影響を受けた。兵庫県は1995年の阪神大震災の発生源、東北をはじめ全国のトラック協会から温かな支援を受けたことから、見舞うことを決めた。

福永会長と太田啓三専務

阪神大震災の恩返し 兵ト協

を与え、3県ト協の会員も影響を受けた。兵庫県は1995年の阪神大震災の発生源、東北をはじめ全国のトラック協会から温かな支援を受けたことから、見舞うことを決めた。

福永会長と太田啓三専務

【兵庫】兵庫県トラック協会(福永征秀会長)は10、11の両日、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島3県ト協を見舞った。東日本大震災は東北地方の太平洋沿岸に甚大な被害を与え、3県ト協の会員も影響を受けた。兵庫県は1995年の阪神大震災の発生源、東北をはじめ全国のトラック協会から温かな支援を受けたことから、見舞うことを決めた。

福永会長と太田啓三専務

協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
5・6	兵ト協 理事会	兵 ト 協	6・2	フォークリフト運転技能講習	兵 ト 協
7	兵ト協 丹有支部 通常総会	新たんば荘		全ト協 常任理事会・理事会合同会議	全 ト 協
	兵ト協 但馬支部 通常総会	川 口 屋 リバーサイドホテル	3	兵ト協 幹部会	兵 ト 協
10	東日本大震災被災地訪問(～ 12 日)	岩手県、宮城県、 福島 県		自動車関係団体連絡会	自動車会館
	全ト協 重量部会 常任委員会	全 ト 協	5	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	神 戸 港 湾 教育訓練協会
	自動車団体連絡会	自動車会館		全国危険物安全週間	全 国
11	春の全国交通安全運動	全 国	6	陸災防近畿ブロック事務局連絡会議	奈 良 県 トラック会館
13	全ト協 海コン部会	東 京 プリンスホテル	7	近ト協 幹事会	大 ト 協
	兵ト協 東部支部 総会	ミヤコホテル ニューアルカイック		運輸安全マネジメント説明会	兵 ト 協
14	兵ト協 西神戸支部 総会(～ 15 日)	和 歌 山		全ト協 重量部会 通常総会	鬼 怒 川 温 泉 「あさやホテル」
	兵ト協 明石支部 総会	明 石 支 部 2 階	8	運輸安全マネジメント説明会	西 部 研 修 セ ン タ ー
17	食品部会 正副部会長・監事会議	兵 ト 協	9	KTS 正副会長会議	ホ ン テ ル グランヴィア和歌山
	安全性評価事業(G マーク)説明会	和 田 山 ジュビターホール	10	神戸市危険物安全協会総会	神 戸 市 コミュニティセンター
18	ダンプ部会 役員会	兵 ト 協		西宮地区低公害車普及等推進協議会総会	西宮市役所
	ダンプ部会 総会	兵 ト 協		路線部会 通常総会	有 馬 温 泉 「有馬御苑」
	全ト協 第 31 回引越部会	全 ト 協	11	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	神 戸 港 湾 教育訓練協会
19	安全性評価事業(G マーク)説明会	兵 ト 協		路線部会 ゴルフコンペ	有 馬
	路線部会 役員会	兵 ト 協	12	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	神 戸 港 湾 教育訓練協会
	全ト協 交付金運営中央委員会	全 ト 協	14	第 17 回適正化事業実施機関評議委員会	神 戸 市 中央卸売市場
	兵ト協 東播支部 総会			兵庫県大気環境保全連絡協議会理事会	未 定
20	陸災防本部 平成 23 年度理事会及び通常総代会	東 京 都 「品川プリンスホテル」		交付金部及び経営改善事業部、情報化推進合同担当者会	全 ト 協
	兵ト協 東神戸支部 総会	ホテル竹園		全ト協 第 66 回鉄鋼部会	岡 山 プラザホテル
	兵ト協 兵庫支部 総会	神戸飯店	15	陸災防全国支部 事務局長会議	東 京 都 「航空会館」
	兵ト協 西宮支部 総会			大ト協 海コン部会 総会	ハイアット リージェンシー
23	三木会	兵 ト 協	16	全ト協 海コン部会正副部会長・監事合同会議	東 京 プリンスホテル
	兵青協 総会	ホテル北野プラザ 六 甲 荘		ひょうごエコタウン推進会議「平成 23 年度定時総会」	ラッセホール 2 階
24	適正化事業集合指導	明石支部		全ト協 海上コンテナ部会 総会	東 京 プリンスホテル
	タンクトラック部会 役員会	兵 ト 協	17	陸運及び観光関係功労者表彰(経営者)	シェラトン 都ホテル大阪
	兵ト協 西播支部 総会	西 播 支 部		第 8 回実務管理者等研修会	KKRホ テ ル 大 阪
25	兵庫県貨物運送協同組合連合会総会	ANAクラウンプラザ 神 戸		天狼会 総会	第 一 楼
	兵ト協 通常総会	ANAクラウンプラザ 神 戸	20	財兵庫県交通安全協会通常理事会・評議員会	楠 公 会 館
26	安全性評価事業(G マーク)説明会	西 部 研 修 セ ン タ ー		近ト協 幹事会	大 阪 急 電 車 新 大 阪 駅
27	引越部会 正副部会長・監事会議	兵 ト 協	23	全ト協 決算総会	第 一 ホ テ ル 東 京
	全ト協タンクトラック・高圧ガス部会 総会	全 ト 協	－ 7 月 の 予 定 －		
	引越部会 委員会	兵 ト 協	7・14	全国専務理事業務連絡会議	
	尼崎運輸事業協同組合総会	都 ホ テ ル ニューアルカイック	15	夏の交通事故防止運動	兵 庫 県 内
28	百貨店部会 総会	皆 っ ち ゃ	20	はい作業主任者技能講習会	兵 ト 協
30	取扱部会 正副部会長・監事会議	兵 ト 協		ダンプ部会 情報交換会	兵 ト 協
	取扱部会 役員会	兵 ト 協	21	はい作業主任者技能講習会	兵 ト 協
31	全国トラック運送事業者大会第 6 回準備委員会	大 ト 協	23	ドライバーコンテスト兵庫県大会	明石運転免許 試験 場
－ 6 月 の 予 定 －					
6・1	安全性評価事業(G マーク)説明会	兵 ト 協			